

平成 29 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 29 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 29 年 5 月 24 日池川総合支所 4 階（池川コミュニティセンター大ホール）に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 15 名

（事務局） 6 名

欠席委員 6 名

3. 議案

議案第 1 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（4 件）

議案第 2 号… 非農地証明願の審議について（5 件）

議案第 3 号… 農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について（1 件）

議案第 4 号… 下限面積の設定について

その他

開会 午後 4 時 00 分

事務局長（●●） 平成 29 年度第 1 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 15 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員（10 番 ●●委員 11 番 ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 1 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 1 号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で 2 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番

面積 394 m²

同所同字 ●●番●

面積 253 m²

合計面積 647 m²

台帳・現況とも畑となっています。

譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員が欠席の為、事務局●●が代読。

5 月 1 8 日に現地確認を●●委員と行いました。当日、●●さんとはご都合が悪くて立会うことはできませんでしたが事前に話をしています。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。

3. 権利を取得する●●さんは、150 日以上農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 2 号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 95 m²

台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席の為、事務局●●が代読。

5月18日に●●委員と譲受人の●●さんと私で現地確認させていただきました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 67 m²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を5月18日に譲受人の代理人●●さん、事務局●●さん、私の3人で行いました。

当日は譲受人の●●さんは業務の都合上、また譲渡人の●●さんは高齢のため立会いしてもらっていません。譲受人の代理人●●さんと譲受人●●さんは親子の関係になっております。

●●さんは1900平米あまりの農地を持ち営農もされています。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、茶が栽培されている農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、常時農作業に従事することを確認しました。150日の基準があり、申請書では100日と書かれていますが、ただ必要な農作業がある限り本業の傍らご家族で従事することから問題はないと思います。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。周辺には茶畑、放棄された農地があります。農薬等基準を守り営農されるとい

うことです。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上の確認の結果、本申請は問題ないと思います。ご審査をお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第1号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で2筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 336 m ²
同所同字 ●●番●	面積 1,042 m ²
	合計面積 1,378 m ²

全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員が欠席の為、事務局●●が代読。

5月18日、譲受人の●●さん、●●委員、事務局●●の3人で現地確認しました。

1. 現地は栗畑で、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上の確認の結果、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 2 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高岡郡越知町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 106 m²

地目は、台帳は畑、現況は休耕地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、所有者はかなりの高齢であり、また居住しているのは高岡郡越知町である。これらの年齢的、地理的要因から 10 年以上前から耕作できていないため。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席の為、事務局●●が代読。

●●さんは高齢で体調もあまりよくないということで、現地確認を代理人行政書士の●●さん、●●委員、事務局●●で行いました。現地も写真のように木が生えて農地への復旧は困難であると思います。審議のほうよろしくお願いいたします。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

〔会 長〕受付第 2 号から第 5 号まで、申請人は違いますが関係性がありますので一括して事務局より説明を願います。

○受付第 2 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地は 3 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番● 面積 221 m²

同所同字 ●●番● 面積 132 m²

同所同字 ●●番● 面積 307 m²

合計面積 660 m²

地目は、台帳はすべて田、現況は甲 759 番 1 は雑種地、甲 765 番 2 と甲 765 番 3 は宅地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在は甲 759 番 1 は雑種地、甲 765 番 2 と甲 765 番 3 は宅地となっています。

○受付第 3 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地は 2 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番

面積 211 m²

同所同字 ●●番●

面積 542 m²

合計面積 753 m²

地目は、台帳はすべて田、現況は甲 763 番は宅地、甲 766 番 2 は雑種地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在は甲 763 番は宅地、甲 766 番 2 は雑種地となっています。

○受付第 4 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

（相続人）仁淀川町●●の●●さん

土地は 2 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番

面積 168 m²

同所同字 ●●番●

面積 198 m²

合計面積 366 m²

地目は、台帳はすべて田、現況は甲 764 番は宅地、甲 766 番 1 は雑種地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在は甲 764 番は宅地、甲 766 番 1 は雑種地となっています。

○受付第 5 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

（相続人）同住所の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 413 m²

地目は、台帳は田、現況は雑種地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在は雑種地となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を5月17日に事務局の●●さんで行いました。写真を見てもらいますと●●の製材工場の資材置場となっております。昭和53年ごろから写真のような資材置場となっている状況でございます。それぞれ写真を見ていただいたらわかるように農地への復旧は困難と確認してまいりました。審議のほうよろしく願いいたします。

〔●●委員〕

非農地証明だが建物を建てる前に転用申請を先にしなくてもいいのか。

〔事務局 ●●〕

もともとは田だったけれど昭和50年くらいの台風で3メートルほど浸かって、田にも復旧できないということで今の状態になったそうです。本当は転用申請をしなければいけません。

〔●●委員〕

分かりました。

これら4件については、全員賛成となり非農地と承認する。

議案第3号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について）

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 34 m²

地目は、台帳が畑・現況が宅地となっております。

変更後の用途は、建物敷地

変更理由は、建物敷地の一部として利用したい。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席の為、事務局●●が代読。

5月18日に●●委員、事務局●●が申請人●●氏立会いのもと現地確認を行いました。申請の土地は写真のとおり、現在宅地の一部となっています。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

議案第 4 号

(下限面積の設定について)

〔事務局 ●●説明〕

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局通知) が平成 22 年 12 月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、また Uターン・I ターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 20 条第 2 項の規定により、平成 22 年 1 月 27 日に下限面積を 30 アールから 10 アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われま

下限面積の設定 10 アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

農業委員会視察研修旅行について (日程等の確認)

農地の利用状況調査について

〔会 長〕

以上で平成 29 年度第 1 回農業委員会を閉会する。

閉会 午後 4 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員